

西地第1234号
令和7年12月22日

指定障害福祉サービス事業所
指定障害児通所支援事業所

御中

西条市福祉事務所長
(公印省略)

障害福祉サービス等に係る契約内容報告書の提出省略について（通知）

平素から本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、事業者の皆様の事務負担軽減および行政事務の効率化を図るため、これまで提出を求めていた「契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書」の取り扱いを下記のとおり変更し、提出を省略することといたしました。これに伴い、令和8年1月1日以降に契約された場合においては、契約内容報告書の提出は不要となります。

つきましては、内容をご確認いただき、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1 国の事務連絡の要旨

令和7年8月8日付け厚生労働省・こども家庭庁連名事務連絡及び令和7年10月31日付けこども家庭庁事務連絡において、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができる旨示されました。

2 提出省略とする書類

契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書

3 適用開始時期 令和8年1月1日 以降の契約締結分から

4 留意事項

- (1) 受給者証の事業者記入欄については、引き続き記載が必要です。記載が出来ていない場合は基準違反となり指導の対象となります。
- (2) 本市から契約内容について照会することがありますので、ご協力をお願いします。
- (3) 本市以外の市町村の取り扱いは各市町村にご確認ください。

【お問い合わせ先】

西条市役所 福祉部 地域福祉課
障がい支援係 電話：0897-52-1214